

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年4月9日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「文書学術課が雇用契約した契約内容が分かる資料（契約者の氏名、生年月日を除く一切の契約に係る資料（平成18年1月分～19年4月9日の期間に雇用されていた者を対象とする。）」）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年4月23日、実施機関は、本件開示請求に対し、臨時雇用者雇用契約書を本件対象公文書として特定し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成19年4月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成19年5月2日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件対象公文書に記載された臨時雇用者の氏名、雇用期間、労働時間などを非開示とした本件処分は不当であり、非開示部分の開示を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、概ね次のとおりである。

本件開示請求は、富山県情報公開窓口における臨時職員の雇用契約であり、特定の個人情報に係る情報が含まれることも十分に配慮しなければならないところ、臨時雇用者が休憩時間に業務を強いられている状況を垣間見て、正規職員が積極的に抑止的な態度をとらず、見ぬ振りを続けていた事例に対して、雇用弱者の視点に立って雇用契約書の資料を求

めたものである。

また、県の教育委員会の重点施策である不登校児童生徒対策に係る教育相談訪問員やスクールカウンセラー配置事業に係るカウンセラー等で臨時職員が各方面で登用されており、正規公務員に準じて実名が公開されている。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する非開示理由の要旨は、概ね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成18年1月1日から平成19年4月9日までの間において、文書学術課が雇用した臨時雇用者に係る雇用契約書である。

2 本件非開示部分について

本件処分における非開示部分は、本件対象公文書中、臨時雇用者の住所、氏名、印影、雇用期間、労働時間、休憩時間、日額賃金、1日の勤務時間及び契約年月日である。

3 非開示情報該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する場合を除き、非開示情報とする旨規定している。照合の対象となる「他の情報」としては、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能な情報も含まれると解されている。

本件対象公文書には、本件臨時雇用者の住所、氏名、印影、雇用期間、労働時間、休憩時間、日額賃金、1日の勤務時間及び契約年月日が記載されており、これらの情報は全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報が条例第7条第2号ただし書アからウまでに掲げる情報に該当しないことは明らかであり、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

4 条例第8条の規定による部分開示の可否について

条例第8条第2項は、開示請求に係る公文書に条例第7条第2号の個人識別情報が記録されている場合において、当該情報のうち氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、これを開示すべきものとしている。

本件臨時雇用者の個人識別情報である住所、氏名及び印影以外の本件非開示部分を開示すれば、特定の個人が本件臨時雇用者として雇用されていることを知っている者にとって

は、これらの情報などにより、当該個人のおおむねの収入額を推認することが可能になり、本来他に知られたくない当該個人のおおよその収入額が知られることとなり、その権利利益が害されるおそれがある。また、個人がどのような労働条件で雇用されているかという情報は、一般的に社会通念上、他に知られることを望まないものであることから、これらの情報についても、公にすると個人の権利利益が害されるおそれがあることから、部分開示を行うことはできないものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

審査会において、実施機関から本件対象公文書である臨時雇用者雇用契約書の写しの提出を受け確認したところ、その内容は次のとおりである。

本件対象公文書における記載事項は、雇用期間、労働時間、週の勤務時間、休憩時間、業務内容、日額賃金、1日の勤務時間、その他事項及び契約年月日であり、その下に雇用者の記名、住所及び印影並びに被雇用者の署名、住所及び印影がある。

非開示部分は第4の2のとおりであるが、雇用期間、労働時間、週の勤務時間、休憩時間、日額賃金、1日の勤務時間及び契約年月日については日付、曜日、時刻、時間及び金額の部分が、被雇用者の氏名、住所及び印影についてはすべての部分が非開示となっている。

なお、臨時雇用者の「氏名」については、異議申立人は、開示請求書では「契約者の氏名を除く」とし開示を求めているが、異議申立書では非開示とした「氏名」を含めて不服を申し立てているので、本答申で「氏名」についても併せて述べることとする。

2 本件対象公文書の非開示情報該当性について

条例第7条第2号は、非開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

個人に関する情報とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいい、また、「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非開示となる趣旨である。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

また、条例第8条第2項においては、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用することができる。」と規定している。

本件対象公文書中の臨時雇用者の氏名が、条例第7条第2号の非開示情報である個人情報に該当することは言うまでもないが、臨時雇用者の住所及び印影についても、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多い情報であるので、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

また、一般に、個人がどのような労働条件で雇用されているかという情報は、社会通念上、他人には知られたくないと望むものであり、本件対象公文書中の契約年月日、雇用期間、労働時間、週の勤務時間、休憩時間、日額賃金及び1日の勤務時間については、当該個人の所得額を特定するまでに至らないにしても、おおむねの所得額等の労働条件を推定することが可能になると認められることから、本件対象公文書の非開示部分については、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

なお、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

また、本件非開示部分のうち、氏名その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いて公にした場合であっても、本件臨時雇用者として雇用されていることを知っている者にとっては、これらの情報などにより個人を特定できる可能性が否定できず当該個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないため、条例第8条の規定による部分開示はできないものと考えられる。

したがって、実施機関が行った本件処分は、妥当なものと認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 5月 2日	諮問書を受理
平成21年 2月25日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成21年 3月18日	非開示理由説明書を受理
平成21年 4月10日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成21年 7月 1日 (第68回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成21年 7月29日 (第69回審査会)	審議
平成21年 9月 2日 (第70回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
稲 垣 雅 則	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	前富山県労働委員会委員	